9 消滅時効援用による債務遡及消滅と個人信用情報の登録

尾島茂樹
金沢大学教授

東京地判令6・10・18　令5（ワ）29017号　信用情報登録抹消登録手続等請求事件
LEX/DB25618682

●――事実の概要

X（原告）は、平成13年、Y（被告）との間でローン契約（以下、「本件契約」という）を締結し、Yのクレジットカード（キャッシング機能付き）及びローンカードに入会した。Xは、Yとの間で、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返していたところ、Xが弁済を怠ったため、平成14年頃、Xに対し支払督促命令が出され、Xは、Yとの間で、この支払督促命令記載の元本について債務承認弁済契約を締結した。

XのYに対する平成19年3月31日時点における残債務は51万円であったが、同日以後、XはYに対し分割金の支払いをしなかった。Xは、令和5年3月14日、Yに対し、上記残債務について消滅時効を援用した。

本件契約には、信用情報機関への信用情報等の登録とその利用の同意等についての条項があり、それには、Xは、本件契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が信用情報機関に7年を超えない期間登録され、当該情報がXの支払能力に関する調査のために利用されること等に同意する旨が定められていた。

Yは、本件契約に関するXの信用情報を訴外A信用情報機関に登録しており、Aには、令和5年5月24日時点において、本件契約に関するXの信用情報として、《お支払いの状況》の「26. 返済の状況」欄に「異動」、「（異動発生日）」欄に「平成19年03月31日」、また「28. 補足内容」欄に「解消」、「（延滞解消日）」欄に「令和05年04月12日」と登録されていた（以下、「本件信用情報」という）。なお、「異動」とは、返済日より61日以上又は3か月以上の支払遅延（延滞）があった場合等をいい、「解消」とは、支払いが遅れていた未払金を解消したものをいう。

Xは、消滅時効の援用により債務は時効の起算日に遡って消滅するので、そもそも債務（あるいは延滞）がもともとなかったことを「客観的な取引事実」として評価すべきとの見解を前提として、以下のような主張をした。すなわち、Xは、消滅時効の効力はその起算日に遡るから、YのXに対する債権は、平成19年3月31日に遡って消滅し、その結果、Xの信用情報は、同日から5年又は7年が経過することによって登録がなくならなければならない、として、登録されたままになっている信用情報がYとXの間の法律関係を反映せず、誤った信用情報を金融機関の与信判断

に提供しているのであるから、Xの人格権を侵害すると主張した。

また、Xは、本件契約では、信用情報が7年を超えない期間登録されることが契約書裏面の定型約款により規定されているが、Xは信用情報の根拠となる債務を消滅させた場合にも社会生活上不利益を与える信用情報が掲載され続けることを承知しておらず、ネガティブ情報は抹消されることを想定しており、上記規定は、民法548条の2第2項によりその効力を否定するか、そうでないならばXの利益を一方的に害するような解釈が排除されるかたちでXとYとの間の合意を解釈すべきであるとして、信用情報登録に関する同意規定について、XとYとの間に意思表示の合致（合意）はなかったと考えなければならない、と主張した。

そして、上記のX主張の示す理由との関係は明確ではないが、Xは、（客観的事実に反する事項の登録が人格権を侵害するとしていることから、人格権侵害を排除するために）Yに対し本件信用情報の抹消登録手続を請求するとともに、本件信用情報の抹消登録手続をしないというYの対応は、Xの人格権を侵害する不法行為を構成し、Xの精神的苦痛は150万円を下らないとして、150万円及び支払済みまでの遅延損害金を請求した。

これに対し、Yは、消滅時効を援用しても債務者が延滞をしていた事実自体がなくなるものではなく、信用情報をどのように記録しておくかは信用情報機関が定めることであり、時効援用の場合に債権消滅日に遡って債権消滅と扱わなければならないという法的根拠はなく、信用情報登録制度の目的は債務者による債務の履行状況を正確に登録することにより、顧客の返済能力を正確に把握し適切な与信を行わせることにあるから、延滞の事実を一定期間記録しておくことには合理性がある、と主張した。

また、Yは、Xが同意した登録内容は、客観的な取引事実に基づく信用情報の登録であるから、「Xが延滞しており令和5年3月に時効援用したこと」が客観的な取引事実であり、これを前提とした登録をすることは何ら問題がない、と主張した。

さらに、Yは、信用情報登録機関は、ネガティブ情報も登録するためのものであり、延滞をすれば一定の不利益を受けることは周知のことであり、Xは債務を消滅させればネガティブ情報が抹消されることを想定していたと主張するものの、そのような扱いは実務上されていないからXの主張は不自然であり、仮にXがそのように考えていたとしても、それは根拠のない単なる個人的な希望に過ぎず、仮に本件に民法548条の2第2項が適用されるとしても（そもそも適用されるというのは疑問であるが）、合意の拘束力が否定されるのは、定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして、信義則に反して相手の利益を一方的に害する場合であり、Xがネガティブな信用情報が掲載され続けることを承知していないというだけでは、同条項に該当しない、と主張した。

●――判旨

請求棄却

「1　Xは、YのXに対する債権は、消滅時効の援用により時効の起算日である平成19年3月31日に遡って消滅するから、債務不履

行（延滞）があったことを示す『異動』に関する情報が登録されたままになっている本件信用情報は、誤った情報を金融機関の与信判断に提供するものであり、Xの人格権を侵害する旨主張する。

しかしながら、時効の遡及効はあくまで法技術によるものであって、延滞していたことが事実として存在することに変わりはないから、時効援用があった場合に延滞の事実が信用情報から削除されなかったとしても、これをもって、誤った情報が登録されているなどと評価することは相当でない。また、そもそも信用情報の登録制度は、債務者による債務の履行状況を正確に登録することにより、顧客の返済能力を正確に把握して適切な与信を行わせることを目的とするものであると考えられ、このような制度趣旨に照らすと、債務消滅後にも債務不履行等の事実を一定期間登録しておくことには合理性が認められる。Xの上記主張は理由がない。

2　Xは、本件信用情報のように社会生活上不利益となる信用情報は、その根拠となる債務を消滅させた場合には抹消されることを想定していたなどとして、その後も当該情報が一定期間登録されることを定める本件契約条項は、Xの権利を制限し又は義務を加重し、信義則に反して原告の利益を一方的に害するものとして、その効力を否定すべきであるとか、同条項による当事者間の合意はなかったと考えるべきであるなどとも主張する。

しかしながら、債務を消滅しさえすれば、延滞等の事実は信用情報から抹消されるなどといった取扱いがされることが一般的とはいえず、Xがそのように想定していたとは本件における全証拠によっても認めるに足りないし、債務消滅後にも債務不履行等の事実を信用情報として一定期間登録しておくことに合理性が認められることは前記説示のとおりであり、そのような定めが、Xの権利を制限し又は義務を加重するものであるとか、信義則に反してXの利益を一方的に害するものであるなどと評価することは相当でない。Xの主張は採用することができない。

3　よって、Yが本件信用情報の登録抹消手続をしないことが、Xの人格権を侵害し不法行為を構成するとは認められない。」

●――研究

1　はじめに

本判決の主要な争点は、クレジット会社から提供されたいわゆる延滞情報が信用情報機関に登録されていた場合に、その債務について消滅時効が援用されたとき、クレジット会社は当該情報の抹消（本稿では、判決の用語に従い「抹消」という。個情法では「訂正」のうちの「削除」にあたる。個情法90条1項柱書き参照）手続をしなければならないか、にある。以下では、この点を中心として扱い、その他の点は簡単に触れるにとどめる。なお、本稿では、直接信用、販売信用を区別せず信用情報を扱う。

2　従来の関連裁判例

信用情報に関する裁判例は、当初は、信用情報の主体（以下「本人」という。個情法2条4項も参照）の同意のない情報提供に関するものから始まった。誤情報が情報誌に掲載され、テレビで報道された事例（長野地判昭63・6・16判タ681号166頁）、誤情報が信用調査会社から加盟金融機関に提供された事例

（大阪地判平2・5・21判時1359号88頁）があり、前者では、情報元の信用調査会社及びテレビ局に対し、後者では、信用調査会社に対し、本人による不法行為に基づく損害賠償請求が認められた。その後は、本人の同意を前提として信用情報機関に信用情報が登録された事例が問題となるようになり、誤情報が登録された事例（大阪地判平2・7・23金法1289号29頁〔保護義務違反の債務不履行責任とする。尾島茂樹・別ジュリ249号244頁以下ほか参照〕、東京地判令4・4・21 2022WLJPCA04218007〔人格権に基づくとする〕）で本人による提供者に対する損害賠償請求が認められた。

他方、正しい（と認定された）情報が提供・登録された事例では、本人による損害賠償請求及び／又は抹消請求は認められていない（東京地判平9・9・9金法1516号54頁〔支払わなかったことに理由があると主張した〕、東京高判平10・2・26金法1526号59頁〔信用情報の登録自体が違法であると主張した〕、神戸地判平14・1・24LEX/DB28071323〔登録の前に延滞の事実を通知する義務があると主張した〕、大阪高判平17・2・3金判1221号51頁〔妻による提供同意は効力がないと主張した。神作裕之・ジュリ1364号150頁以下参照〕、東京地判平25・8・8　2013WLJPCA08088007〔情報に誤りがあるかが争われたが、なしとされた〕、東京地判平28・2・26LEX/DB25533929〔住所が適切に管理されていなかったため、請求書が届かなかったと主張した〕、東京地判令2・2・27 2020WLJPCA02278035〔債務は恐喝被害によるもので契約を解除ないし取り消したと主張した〕、東京地判令2・10・29　2020WLJPCA10298010〔支払停止の抗弁を主張したが、認められなかった。高松志直・CCR11号67頁以下参照〕、東京地判令3·12·3 2021WLJPCA12038019〔住所変更届をしなかったが、延滞に過失はないと主張した〕）。

本判決の主要な争点である消滅時効の援用との関係では、本判決と同様に、消滅時効の援用により債務が遡及して消滅したから登録情報は誤情報だとして、人格権に基づき信用情報機関と情報提供をしたクレジットカード会社に対し登録情報の抹消と人格権侵害として不法行為に基づく損害賠償を請求をした事例で、いずれの請求も否定したもの（東京地判平28・6・8LEX/DB25536029）がある。この判決は「時効の効果が遡及することとされているのは、法技術上の配慮によるものであって、消滅時効援用後も債務不履行の事実が登録されているからといって、必ずしも誤った情報が登録されていると評価することはできない。また、信用情報の登録制度の目的は、債務者による債務の履行状況を正確に登録することにより、顧客の返済能力を正確に把握して適切な与信を行わせることにあり、このような制度趣旨からすれば、債務が消滅した後も、債務不履行の事実を一定の期間登録しておくことには、それなりの合理性が認められる。そして、消滅時効の効果が遡及するのが法技術上の配慮によるものに過ぎないことからすれば、消滅時効が完成した時点又は消滅時効が援用された時点を取引終了時と取り扱うことには相応の理由がある」と判示した。

また、信用保証協会が他の信用保証協会から照会可能な状態で信用情報を保有することが人格権（プライバシー権）を侵害するとして、本人が信用保証協会に対し信用情報の抹

消手続を請求した事例で、請求を否定したものがあり（東京地判令2・3・24　2020WLJPCA03248036〔山本豊・CCR11号61頁以下参照〕）、本人は、代位弁済から20年以上が経過し、本人に対する求償権が時効消滅していることにより、信用情報を保有し他の信用保証協会の照会に応じる必要性・公益性が減少したとの主張をしたが、この判決は、「求償権が時効消滅したとしても保険事故（略）発生の事実自体が消えるものではないから、求償権の消滅時効によって、他の信用保証協会がその情報を入手できる状態で本件信用情報を被告が保有する必要性・公益性が減少するということはできない」と判示した。

3　従来の議論

本判決の主要な争点について従来はほとんど議論がなく、消滅時効が援用されて法律上は遡及的に債務が消滅しても、登録される事実としては「消滅時効の援用により債務が消滅した」という事実が「正確な内容の信用情報」であることを前提とする説明（山本・前掲66頁）がみられる程度である。

4　判決の検討

⑴　「誤った信用情報」かー主要な争点

Xは、債務の遡及的消滅により、そもそも債務（あるいは延滞）がなかったことを「客観的な取引事実」とすべきとの見解を前提とする。しかし、信用情報を登録する目的は、その情報を利用して本人の過去の信用状況を把握し、与信判断に活用することであり、現在は、一定の場合には法的義務でもある（本判決はキャッシングの事例であり貸金業法41条の13以下、41条の35以下。クレジット購入の場合については割賦販売法35条の3の36以下、35条の3の56以下参照）。このような趣旨に照らせば、古い情報をいつまで登録するかという問題は残るものの（竹内昭夫「信用情報と消費者保護」ジュリ841号10頁（同『消費者信用法の理論　総論・各論』（1995）所収））、消滅時効との関係では、「いったん延滞があったが、後に消滅時効援用により債務が遡及消滅した」ということが客観的事実であり、登録の前提事実である。これは誤った信用情報とはいえず、抹消の対象とはならない。本判決は妥当である。

⑵　信用情報登録期間の起算点

本判決は、消滅時効の起算点を平成19年3月31日とし、10年の消滅時効（民法（債権関係）改正附則10条4項）にかかることを前提としているようである。Xは、信用情報は「5年又は7年」で抹消されるべきと主張している。5年は信用情報機関の定める登録期間であり、7年は情報提供の同意文書の期間である。これらの期間がいつから起算されるかについては、本判決は明示しない。他方、前掲東京地判平28・6・8は、起算点は、消滅時効が完成した時点又は消滅時効が援用された時点という。本件に当てはめれば、平成29年3月31日又は令和5年3月となる。仮に前者を採用し、5年の期間が適用されると令和4年3月31日に登録期間が満了しており、令和5年5月24日時点の登録を問題としていることから、本判決は、このような考え方は採らないと考えられる。

⑶　信用情報登録の合意の有無・効力

本人は、債務が消滅すれば延滞等の事実は登録から抹消されることを想定しており、その後も登録が継続されると、本人の権利を制限し又は義務を加重し、信義則に反して本人の利益を一方的に害するので合意の効力を否

定すべきか、合意はなかったとすべきと主張したが、本判決は、そのような扱いは一般的でなく、また信用情報を一定期間登録しておくことが合理的であるとした。信用情報の登録は、前述のとおり法的義務であり、その趣旨に沿った合意条項が民法548条の2第2項に該当するとはいえない。信用情報登録制度の趣旨に鑑みれば、当然の判示である。

⑷　抹消手続請求の被告となる当事者

本判決では、信用情報機関ではなく、情報を提供したクレジット会社に対し情報の抹消手続を請求した。本判決の信用情報は、法的義務に基づいて、信用情報機関に対し、その加盟企業から提供・登録される情報である。信用情報機関が加盟企業から提供を受けて登録している個人信用情報は、信用情報機関に削除権限がなく、信用情報機関にとって保有個人データには該当しないとされる（山本豊「『忘れられる権利』と個人信用情報」CCR10号97頁注30及び31参照。また、園部逸夫ほか編『個人情報保護法の解説《第三次改訂版》』（2022）95頁以下も参照）。信用情報機関に抹消権限（削除権限）がなければ、個情法、人格権（民法）のいずれに基づく請求でも同様に、被告としてクレジット会社を選択することになる（抹消登録（手続）請求は給付訴訟であるから信用情報機関を被告とすることも可能だが、請求棄却となると考えられる）。

なお、登録機関が独自の抹消権限を有する場合は、別異の検討が必要となる。

⑸　請求の可否

誤情報の登録がないとされたので、本判決が抹消登録手続請求及び損害賠償請求が認めないのは、従来の裁判例に照らし妥当である。

5　おわりに

本判決は、消滅時効が援用され延滞債務が遡及消滅した場合の信用情報登録の抹消登録手続請求、損害賠償請求のあり方について、従来の下級審裁判例で示された考え方に沿う一例を追加したものと評価できる。ただ、消滅時効援用の際の登録期間の起算点及び適用される登録期間については、なお検討・明確化が必要だといえよう。

【参考文献】

本文中に掲げたもののほか、河和哲雄「信用調査をめぐる諸問題」園部秀穂ほか編『現代裁判法大系23巻』（1998）17頁以下、平松毅『個人情報保護』（2009）126頁、128頁、後藤巻則＝池本誠司『割賦販売法』（2011）439頁以下。